

## 埼玉県秩父農林振興センター建設工事等指名業者選定委員会要綱

### (趣旨)

第1条 埼玉県秩父農林振興センターが執行する建設工事等の指名業者を適正に選定するため、埼玉県秩父農林振興センター建設工事等指名業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 工事・委託等の発注に際し、工事等請負業者の選定に関して必要な事項及び一般競争入札に係る事項、公募型指名競争入札に係る事項を審査する。
- (2) 低入札価格の調査及び落札者の決定に関すること。
- (3) VE提案の審査及び採否の決定に関すること。
- (4) 工事成績評定審査委員会に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 会 長 | 所 長                     |
| 副会長 | 副所長                     |
|     | 副所長(林業部)                |
| 委 員 | 管理部長                    |
|     | 農村整備部長                  |
|     | 林業部長                    |
|     | 林 業 部 治山・森林管理道担当部長(G L) |
|     | 林 業 部 工事管理・事業調整担当部長     |

### (運営)

第4条 会長は会務を総理し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。会長の職務を代行する副会長の順は、副所長を第1順位、副所長(林業部)を第2順位とする。

- 2 委員会は、会長が必要に応じ、その都度招集する。
- 3 委員会は、半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会は、審査に必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (選定の方法)

第5条 建設工事等指名業者を選定しようとするときは、下記の規程、要領等に基づいて選定しなければならない。

- (1) 「埼玉県建設工事等指名競争入札参加者の資格に関する規程」(平成6年7月29日告示第1108号)
- (2) 「埼玉県建設工事指名業者選定要領」(建管第600号 平成5年11月8日)
- (3) 建設情報管理事務処理による指名業者選定資料

2 特別の技術を要する工事、その他特別の理由がある場合の工事指名業者の選定に当たっては、工事執行計画、他の工事との関連性及び施工上の経済性に十分留意しなければならない。

(決定)

第6条 第2条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後に埼玉県秩父農林振興センターにおいて自由に閲覧できるようにするものとする。

2 前項の閲覧を行う期限は閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第5条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第5条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局等)

第9条 委員会の事務局は管理部が行う。委員会での審査資料、議事録一式は、案件を付議する各部が担う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成元年4月1日改正する。
- 3 この要綱は、平成2年4月1日改正する。
- 4 この要綱は、平成4年4月1日改正する。
- 5 この要綱は、平成8年4月1日改正する。
- 6 この要綱は、平成9年5月1日改正する。
- 7 この要綱は、平成13年5月7日改正する。
- 8 この要綱は、平成14年4月15日改正する。
- 9 この要綱は、平成15年4月1日改正する。
- 10 この要綱は、平成16年4月1日改正する。
- 11 この要綱は、平成17年4月1日改正する。
- 12 この要綱は、平成18年4月1日改正する。
- 13 この要綱は、平成19年4月1日改正する。
- 14 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 15 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 16 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 17 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 18 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 19 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 20 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 21 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 22 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

なお、財務規則第102条の2の各号に定める額を超える随意契約を行う場合は、原則として第5条の規定を準用する。